

第89回定時株主総会資料

(交付書面記載省略事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社チノー

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」を決議しており、その概要は以下のとおりです。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの行動規範として、「チノービジネス行動基準」を定め、企業倫理の周知徹底、法令や定款違反行為を未然に防止する体制の整備を図るとともに、取締役に対しては、取締役会規程及び関連規程により取締役の相互監視体制を強化する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議における意思決定及び決議にかかる情報等について、法令、定款ならびにその他の社内規程に基づき、紙面または記録媒体の状況に応じて適切に記録し、保存・管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクならびに環境面・安全衛生面等、全社の想定されるリスクを抽出して評価、ウェイト付けを行い、リスク管理規程とリスク管理体制の整備を行う。また、不測の事態が発生した場合は社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止してこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から権限移譲をされた範囲において迅速な意思決定を行うとともに経営に関する重要事項の事前審議を行うために経営会議を定期的に開催する。
- ② 経営計画のマネジメントについては、年初に策定された年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動し、その進捗状況を取締役会において報告する。
- ③ 組織・職務規程等により、職務及び責任の所在を明確化し意思決定の迅速化を図る。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「チノービジネス行動基準」を定め、役職員に定期的なコンプライアンス研修を行って、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を敷く。なお、違反行為を発見した場合に内部通報制度により報告する仕組みを周知徹底する。
- ② 内部監査室が各部門の業務執行状況の監査を行い、社内規程等の整備及び業務の適正な管理体制の維持・向上のための助言や提案を行う。

(6) 当社及び子会社からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ グループ各社の取締役または監査役に当社役職員を派遣することにより、当社が各社の業務の適正を監視する。
 - 定期的にグループ経営会議を開催し、グループ各社の業務執行状況について各社の社長から報告を受けるとともに、重要事項については必要に応じて関係書類の提出を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社の内部監査室がグループ各社のリスク管理状況を監査し、監査結果を当社及びグループ各社の社長に報告する。
 - 当社リスクマネジメント部門がグループ各社と定期的に連絡をとり、グループ各社におけるリスクの把握・分析・対応策の検討を行い、予防に努める。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 「関係会社管理規程」を整備し、グループ各社の取締役等の職務が効率的に行われる体制を整えるとともに、グループ経営会議を通じてグループ全体の協力の推進と業務の整合性の確保を図る。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社グループ全体の行動規範である「チノービジネス行動基準」の運用を徹底し、グループ各社の役職員に定期的なコンプライアンス研修等を行う。なお、違反行為を発見した場合に内部通報制度により当社リスクマネジメント部門に報告される仕組みを整備する。
 - 当社の内部監査室がグループ各社の業務執行状況の監査を行い、社内規程・内規等の整備や業務の適正な管理体制の維持、向上のための助言や提案を行う。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置が必要になった場合またはその求めが監査役からなされた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査室と兼務する使用人を配置する。なお、当該使用人が監査役を補助すべき業務を行う際は、監査役の指揮命令下に置く。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指示に従って行った報告等により不利益を被ることを禁止する。

なお、当該使用人の人事考課等については監査役会の同意を得たうえで決定する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び監査役補助者を含む使用人は、法定事項その他当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項または重要な会議で決定された事項もしくはコンプライアンス・リスクに関する事項等を遅滞なく当社の監査役に報告する。
- ② グループ各社の取締役及び監査役補助者を含む使用人が、当社の取締役及び監査役補助者を含む使用人に法定事項その他当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項または重要な会議で決定された事項もしくはコンプライアンス・リスクに関する事項等を報告した場合、当社の取締役及び監査役補助者を含む使用人は当該事項を遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 前各項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - イ 内部統制システムに関わる部分の活動状況
 - ロ 子会社等の監査役及び内部監査室の活動状況
 - ハ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ニ 業績及び業績見通しの発表内容、重要開示書類の内容
 - ホ 内部通報制度の運用及び通報内容
 - ヘ 監査役から要求された会議議事録等の回付の義務付け

(10) 当社の監査役に報告をした者が報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び監査役補助者を含む使用人が当社監査役に報告を行った場合、当該報告をしたことによって不利な取り扱いをしない。

(11) 当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還その他の当該職務の執行について発生する費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に関して生ずる費用について前払いまたは事後償還を請求したときは、当該職務の執行または請求に係る費用が当該監査役の職務に必要ないと判断される場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、本社及び主要な事業所、重要な子会社等の業務や財務状況等の調査を行い、また、会計監査人、内部監査人、グループ各社の監査人との連絡会議を定期開催してそれぞれ監査内容について説明を受けるとともに情報交換を行う等連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において実施した主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、「チノービジネス行動基準」を制定し、当社グループ全役職員が法令及び社内規程を遵守するとともに良識と責任をもって行動するよう徹底しております。また、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置しており、当該委員会の運営を通じ、当社グループにおけるコンプライアンス体制の維持強化及びコンプライアンスに関する問題・課題等の審議・解決を図っております。

当社は、「内部通報規程」に基づき、社内及び社外の内部通報窓口を設置しております。

(2) リスク管理

当社は、「リスク管理規程」に基づきリスクマネジメント委員会を設置しております。当該委員会は、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し、リスクの発生防止及び低減に向けた対策を策定・実行するとともに、「リスクマネジメント基本方針」に則って全社横断的なリスク管理を適切に行っております。

(3) 取締役の職務執行

当期の取締役会は計14回開催され、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び取締役による職務遂行の監督が行われております。

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会の決定した事項を当該事業に精通した執行役員が実行することによって、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行う体制をとっております。

また、任意の諮問機関として設置する指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とし、取締役の選任及び解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について取締役会の諮問に応じ、審議し答申を行います。2024年度には、計4回開催され、これにより、取締役会の指名及び報酬に係る手続きの透明性・客觀性を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図っております。

(4) 子会社管理

当社及びグループ各社の役職員で構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、重要事項の報告を受けるとともに、グループ各社の経営計画の進捗状況を確認しております。

(5) 監査役監査

当期の監査役会は計13回開催され、各監査役が取締役会、執行役員会、経営計画総合会議等重要な会議に出席するほか、本社及び主要な事業所、重要な子会社等の業務や財政状態等の調査を実施し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。また、会計監査人やグループ各社の監査役と定期的な連絡会議を開催して連携を図り、情報収集と監視体制の強化に努めております。

(6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画を作成し、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。監査結果は、取締役会に報告するとともに被監査部門に通知され、必要に応じて是正措置が取られております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

12社 株式会社チノーソフトテックス
三基計装株式会社
株式会社浅川レンズ製作所
アーズ株式会社
アドバンス理工株式会社
明陽電機株式会社
CHINO Works America Inc.
上海大華－千野儀表有限公司
千野測控設備（昆山）有限公司
韓国チノー株式会社
CHINO Corporation India Private Limited
CHINO Corporation (Thailand) Limited

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 非連結子会社の数 | 該当事項はありません。 |
| ② 非連結子会社の名称 | 該当事項はありません。 |
| ③ 連結子会社から除いた理由 | 該当事項はありません。 |

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

CHINO Works America Inc.、上海大華－千野儀表有限公司、千野測控設備（昆山）有限公司、韓国チノー株式会社及びCHINO Corporation (Thailand) Limitedの決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------|--|
| ① 有価証券 | その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
…………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、総平均法により算定） |
| | 市場価格のない株式等
…………総平均法による原価法 |
| ② 棚卸資産 | 主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によ
っております。 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産 当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用

無形固定資産 定額法を採用

長期前払費用 定額法を採用

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ
り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上
しております。

② 賞与引当金

当社、国内連結子会社（一部を除く）及び在外連結子会社（一部）は、従業員の賞与の支給に
充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社（一部を除く）は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支
給見込額に基づき計上しております。

④ 株主優待引当金

当社は、将来の株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末における株主優待制度の利
用見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社（一部）は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基
づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、温度を軸とした「計測・制御・監視」の分野で様々な産業の顧客に計測制御機器、センサ、そして、計測制御機器・センサ等を組み合わせた計装システムの開発・設計・製造を行い販売しております。

各セグメントにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

全セグメントにおいて取引の対価に重要な変動性はなく、また、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(計測制御機器)

半導体・電子部品、鉄鋼、自動車産業等向けに計測制御機器（温度を記録する「記録計」、温度を制御する「調節計」、調節計からの制御信号で熱源を操作する「サイリスタレギュレータ」等）の販売から収益を獲得しております。

これらの製品の販売においては、引渡により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されますが、国内取引において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(計装システム)

半導体・電子部品、自動車、家電産業等向けに計装システム（燃料電池の性能を評価する「燃料電池評価試験装置」、自動車や家電のエアコンで使用するコンプレッサの性能を評価する「コンプレッサ性能試験装置」、計測制御機器・センサ等を組み合わせて顧客の課題を解決するためのシステム等）の販売から収益を獲得しております。

これらの製品の販売においては、製品が顧客に検収された時点において、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収時に収益を認識しております。

(センサ)

半導体・電子部品、自動車、鉄鋼産業等向けに温度を計測するセンサ（接触型の「温度センサ」「熱電対」や赤外線技術を応用した非接触型の「放射温度計」「熱画像計測装置（サーモグラフィー）」等）の販売から収益を獲得しております。

これらの製品の販売においては、引渡により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されますが、国内取引において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
「のれん」の償却方法及び償却期間
「のれん」の償却については、10年以内の均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	計測制御 機器	計装 システム	センサ	計		
日本	6,591	8,049	7,499	22,140	1,001	23,141
アジア	2,712	1,750	1,049	5,512	18	5,531
北米	324	115	6	447	0	447
欧州	79	24	37	141	8	150
その他	36	18	4	58	0	59
顧客との契約から 生じる収益	9,744	9,958	8,597	28,300	1,029	29,329
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,744	9,958	8,597	28,300	1,029	29,329

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、修理・サービス等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)」の「3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は主に、製品の引渡前もしくは検収前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識により取り崩され、連結貸借対照表上は、前受金に計上しております。

契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	438
契約負債（期末残高）	587

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、386百万円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法の規定を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、不確実性の高い会計上の見積りは下記の通りです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 850百万円

- (2) その他の情報

当社グループは、繰延税金資産の計上額を見積もる場合、合理的な仮定に基づく業績予測によつて、将来の課税所得または税務上の欠損金を見積もることとしております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用の見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産 981百万円

退職給付に係る負債 1,750百万円

退職給付費用 340百万円

- (2) その他の情報

積立型の確定給付企業年金制度及び非積立型の退職一時金制度を採用しております。退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、年金数理計算上の基礎率（割引率、年金資産の長期期待運用收益率、退職率及び死亡率等）に基づき算出しており、主要の基礎率は下記の通り設定しております。

①割引率

国内社債の利回りに基づいて設定

②年金資産の長期期待運用收益率

過去の運用実績と将来収益に対する予測を評価することにより設定しております。

使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、実績との差異は、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,205百万円
2. 売上債権及び義務
「受取手形、電子記録債権」の一部を、債権流動化の目的で譲渡しております。その内、当社グループに遡及義務の及ぶ金額は、130百万円であります。
3. 当座貸越契約
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。
当連結会計年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	4,187百万円
借入実行残高	1,165百万円
差引額	3,022百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 9,260,116 株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月11日 (取締役会)	普通株式	339	40.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月12日 (取締役会)	普通株式	212	25.00	2024年9月30日	2024年12月11日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月10日 (取締役会)	普通株式	利益剰余金	467	55.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額46百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,343	1,343	—
(2) 長期借入金	(1,443)	(1,389)	△54

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,343	—	—	1,343

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価(*)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(1,389)	—	(1,389)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用残リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,584円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 234円31銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式………総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等………総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品………総平均法（一部個別法）による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について定額法

無形固定資産……………定額法

長期前払費用……………定額法

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④株主優待引当金……………将来の株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

各セグメントにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。
全セグメントにおいて取引の対価に重要な変動性はなく、また、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(計測制御機器)

当該セグメントの製品の販売においては、引渡により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されますが、国内取引において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(計装システム)

当該セグメントの製品の販売においては、製品が顧客に検収された時点において、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収時に収益を認識しております。

(センサ)

当該セグメントの製品の販売においては、引渡により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されますが、国内取引において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）」の「3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 638百万円

(2) その他の情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）をご参照下さい。

2. 前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用 817百万円

退職給付引当金 1,630百万円

退職給付費用 250百万円

(2) その他の情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）をご参照下さい。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,406百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したもの）を除く）

①短期金銭債権 536百万円

②短期金銭債務 116百万円

(3) 売上債権遅延及び義務

「受取手形、電子記録債権」の一部を、債権流動化の目的で譲渡しております。その内、当社に遅延義務の及ぶ金額は、130百万円であります。

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額 2,400百万円

借入実行残高 1,140百万円

差引額 1,260百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

①売上高 1,179百万円

②仕入高 1,136百万円

③販売費及び一般管理費 54百万円

④営業取引以外の取引高 310百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 756,253株

(税効果会計に関する注記)

- (1) 總延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金	242百万円
賞与引当金（社会保険料）	35百万円
退職給付引当金	514百万円
長期未払金	49百万円
棚卸資産評価損	31百万円
関係会社株式評価損	45百万円
減価償却超過額	119百万円
その他	106百万円
総延税金資産小計	1,143百万円
評価性引当額	△68百万円
総延税金資産合計	1,075百万円

- (2) 總延税金負債の発生の主な原因

固定資産圧縮積立金	△28百万円
前払年金費用	△257百万円
その他有価証券評価差額金	△149百万円
総延税金負債合計	△436百万円
総延税金資産の純額	638百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アドバンス理工株式会社	100%	資金援助	資金の貸付(注) 利息の受取(注)	600 3	関係会社 長期貸付金 未収入金	600 -

(注)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 2,046円72銭
(2) 1株当たり当期純利益 191円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。